

# 運営規程

## 指定地域密着型通所介護及び介護予防通所サービス（総合事業）

＜リハビリモンスター元町＞

### （事業の目的）

第1条 株式会社リハビリモンスターが設置するリハビリモンスター元町（以下「事業所」という。）が実施する指定地域密着型通所介護及び介護予防通所サービス（総合事業）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が要介護状態もしくは総合事業対象状態にあたる高齢者に対し、適正な指定地域密着型通所介護及び介護予防通所サービス（総合事業）を提供することを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 指定地域密着型通所介護及び介護予防通所サービス（総合事業）の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定地域密着型通所介護及び介護予防通所サービス（総合事業）の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は要介護及び総合事業対象者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4 事業実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター等、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 事業提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関へ情報の提供を行う。

### （事業の運営）

第3条 事業の提供に当たっては、事業所の従業員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

### （事業所の名称等）

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 リハビリモンスター元町  
(2) 所在地 兵庫県神戸市中央区山本通5丁目10-36 アジュール山本通101

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (生活相談員兼務、常勤)  
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名 (常勤1名管理者兼務)  
生活相談員は、生活指導、介護に関する相談及び援助を行う。
- (3) 介護職員 1名 (常勤1名)  
介護職員は、指定地域密着型通所介護及び介護予防通所サービス (総合事業) の業務にあたる。
- (4) 機能訓練指導員 1名以上 (専従1名)  
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。  
ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時10分から午後4時40分までとする。  
介護予防通所サービス (総合事業)  
1単位目：午前9時10分から午前10時10分まで  
2単位目：午前10時20分から午前11時20分まで  
介護予防通所サービス (総合事業)・地域密着型通所介護  
3単位目：午後1時20分から午後4時40分まで

(利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、次のとおりとする。

- 1単位目 10名  
2単位目 10名  
3単位目 10名

(指定地域密着型通所介護及び介護予防通所サービス (総合事業) の内容および利用料など)  
第8条 指定地域密着型通所介護及び介護予防通所サービス (総合事業) の内容は次の通りとする。

- (1) 日常生活の世話及び支援

- (2) 生活指導（相談・援助等）・レクリエーション
- (3) 健康チェック
- (4) 機能訓練
- (5) 送迎
- (6) アクティビティ など

(利用料等)

第9条 指定地域密着型通所介護及び介護予防通所サービス（総合事業）を提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額または神戸市が定める額とし、指定地域密着型通所介護及び介護予防通所サービス（総合事業）が法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額とする。

- 2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、送迎に要する費用を徴収する。

通常の事業の実施地域を越えてから、片道10キロメートル未満 400円  
以降1キロメートルを増すごとに 50円

- 3 紙おむつ代は、100円を徴収する。
- 4 その他、提供サービスの便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 5 前各項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、神戸市中央区・兵庫区とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 生活相談員などは、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- 1 生活相談員などは、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
  - ① 気分が悪くなった時はすみやかに申し出る
  - ② 共有の施設、設備は他の迷惑にならないよう利用する
  - ③ 時間に遅れた場合は送迎のサービスが受けられない場合がある。

(業務継続計画の策定)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護及び介護予防通所サービス（総合事業）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓

練を定期的実施するものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 13 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるものとする。

(事故発生時等における対応方法)

第 14 条 利用者に対する指定地域密着型通所介護及び介護予防通所サービス（総合事業）の提供により、事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等、当該利用者の所在する市町村へ連絡するものとする。

- 2 利用者に対する指定地域密着型通所介護及び介護予防通所サービス（総合事業）の提供により、利用者に対する賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 15 条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情対応)

第 16 条 利用者に対する指定地域密着型通所介護及び介護予防通所サービス（総合事業）の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護及び介護予防通所サービス（総合事業）に関し、介護保険法第 115 条の 45 の 7 の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定通所介護及び介護予防通所サービス（総合事業）の提供に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護及び秘密の保持)

第 17 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を利用する場合には、当該利用者及びその家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

4 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 18 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための従業者に対する研修の定期的な実施

(4) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

(5) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(従業者の研修等)

第 19 条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用 2 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 1 回

(記録の整備)

第 20 条 本事業所は、指定地域密着型通所介護及び介護予防通所サービス（総合事業）に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 21 条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社リハビリモンス

ターとリハビリモンスター元町の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。